四(二)の次に次のように加える。

(三)　保全事業の目標

海鳥類の集団繁殖地としての生息環境の保全及び改善を図るため、ドブネズミによる植生破壊、土砂流出等による海鳥類の生息地及び繁殖地の劣化並びに海鳥の捕食を防ぎ、並びに生息環境改善施設を設けることにより、エトピリカ等北方系海鳥類の生息環境を回復させる。

(四)　保全事業の対象区域

ユルリ・モユルリ鳥獣保護区の全域

(五)　保全事業の内容

ドブネズミの防除等を実施するとともに、人工巣穴、誘引用音響装置、デコイの設置等により海鳥類の生息環境の回復及び創出を図る。また、急峻なモユルリ島において海鳥類を保護及び管理し、並びにモニタリングを円滑に進めるための環境を整備するとともに、海鳥類の生息状況及びその生息環境、ドブネズミの生息状況等のモニタリングを行い、保全事業の効果について評価を行う。

(六)　環境変化の概要

強風又は豪雨によりエトピリカ、チシマウガラス、ヒメウ、ウトウ等の北方系海鳥類の主要な繁殖地である海食崖の土砂流出が生じている。また、かつてユルリ島で行われていた放牧に伴いユルリ島及びモユルリ島に侵入したと考えられるドブネズミが増加し、これによる捕食により海鳥類の生息及び繁殖が脅かされるとともに、植生破壊、土砂流出等により海鳥類の集団繁殖地としての環境が悪化した状態になっている。

(七)　鳥獣の生息状況の変化

かつてユルリ島及びモユルリ島はエトピリカ、ウミガラス、チシマウガラス、ケイマフリ等の北方系海鳥類の一大繁殖地として知られていた。なかでもエトピリカは千九百六十年代後半にはモユルリ島の洋上だけでも数百羽が確認され、道東太平洋海域では少なくとも数百～数千つがいは繁殖していたと推定されているが、千九百七十年代に侵入したと考えられるドブネズミによる捕食及び漁業による混獲等の影響を受けて激減した。現在はユルリ島及びモユルリ島がエトピリカの国内唯一の繁殖地であり、わずか十つがい前後が残されるのみとなっている。

○環境省告示第五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する第二十八条第二項の規定に基づき、次のように特別保護地区の保護に関する指針を変更したので、特別保護地区を指定した件（平成二十三年九月環境省告示第七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

四(二)「特別保護地区の管理方針」を次のように改める。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、海鳥類の生息環境の保全及び改善のために必要な対策を行う。

ロ　劣化した海鳥類の集団繁殖地を保護及び整備し、並びに海鳥の捕食を防止するため、生息及び繁殖を脅かす動物の防除に必要な対策を行う。

四(二)の次に次のように加える。

(三)　保全事業の目標

海鳥類の集団繁殖地としての生息環境の保全及び改善を図るため、ドブネズミによる植生破壊、土砂流出等による海鳥類の生息地及び繁殖地の劣化並びに海鳥の捕食を防ぎ、並びに生息環境改善施設を設けることにより、エトピリカ等北方系海鳥類の生息環境を回復させる。

(四)　保全事業の対象区域

モユルリ特別保護地区の全域

(五)　保全事業の内容

ドブネズミの防除等を実施するとともに、人工巣穴、誘引用音響装置、デコイの設置等により海鳥類の生息地及び繁殖地の劣化並びに海鳥の捕食を防ぎ、並びに生息環境改善施設を設けることにより、エトピリカ等北方系海鳥類の生息環境を回復させる。

(六)　環境変化の概要

強風又は豪雨によりエトピリカ、チシマウガラス、ヒメウ、ウトウ等の北方系海鳥類の主要な繁殖地である海食崖の土砂流出が生じている。また、かつてユルリ島で行われていた放牧に伴いユルリ島及びモユルリ島に侵入したと考えられるドブネズミが増加し、これによる捕食により海鳥類の生息及び繁殖が脅かされるとともに、植生破壊や土砂流出等により海鳥類の集団繁殖地としての環境が悪化した状態になっている。

(七)　鳥獣の生息状況の変化

かつてユルリ島及びモユルリ島はエトピリカ、ウミガラス、チシマウガラス、ケイマフリ等の北方系海鳥類の一大繁殖地として知られていた。なかでもエトピリカは千九百六十年代後半にはモユルリ島の洋上だけでも数百羽が確認され、道東太平洋海域では少なくとも数百～数千つがいは繁殖していたと推定されているが、千九百七十年代に侵入したと考えられるドブネズミによる捕食及び漁業による混獲等の影響を受けて激減した。現在はユルリ島及びモユルリ島がエトピリカの国内唯一の繁殖地であり、わずか十つがい前後が残されるのみとなっている。

○環境省告示第五十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、山陰海岸国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　追加する区域

京都府京丹後市編野町浅茂川、磯、塩江及び浜詰並びに久美浜町大向、蒲井及び湊宮の地先海面の一部

兵庫県豊岡市大字気比、大字瀬戸、大字田結及び大字津居山並びに竹野町宇日、切浜、田久日、竹野及び浜須井の地先海面の一部

兵庫県美方郡香美町香住区相谷、上計、余部、浦上、沖浦、訓谷、境、下浜、無南垣、安木及び鎧の地先海面の一部

兵庫県美方郡新温泉町大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字浜坂、大字三尾及び大字諸寄の地先海面の一部

鳥取県鳥取市大字浜坂、賀露町並びに福部町海士、岩戸、細川及び湯山の地先海面の一部

鳥取県岩美郡岩美町大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大谷、大字大羽尾、大字陸上、大字小羽尾、大字田後及び大字牧谷の地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、山陰海岸国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　次の海域公園地区を追加する。

名称	位置
山陰海岸東部海域公園地区	京都府京丹後市網野町浅茂川、磯、塩江及び浜詰並びに久美浜町大向、蒲井及び湊宮地先
山陰海岸中部海域公園地区	兵庫県豊岡市大字気比、大字瀬戸、大字田結及び大字津居山並びに竹野町宇日、切浜、田久日、竹野及び浜須井地先
	兵庫県美方郡香美町香住区相谷、上計、浦上、沖浦、訓谷、境、無南垣及び安木地先
	兵庫県美方郡香美町香住区余部、下浜及び鎧地先
山陰海岸西部海域公園地区	兵庫県美方郡新温泉町大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字浜坂、大字三尾及び大字諸寄地先
	鳥取県岩美郡岩美町大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大羽尾、大字小羽尾、大字陸上、大字田後及び大字牧谷地先
	鳥取県鳥取市大字浜坂並びに福部町海士、岩戸、細川及び湯山地先
	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷地先